



富田林 0721-24-8764

堺 072-289-7656

8：30～12：00 13：00～17：30

役職者には残業代はいらない!?



部課長などの役職者には役職手当と引き換えに残業代を支給しないという取扱いをしている場合がありますが果たして妥当なのでしょうか。

◆労基法41条「管理監督者」

このような取り扱いをする根拠は、「監督若しくは管理の地位にある者（管理監督者）」には労働時間や休日などに関する規定は適用しないとされた労基法41条にあります。

この「管理監督者」であるかどうかは、次のような要素から総合判断することになります。

- ・ 経営者の立場に立って部下を管理する
- ・ 労務管理をする権限を持っているか。
- ・ 必要とあらば早朝であれ、深夜であれ労働するけれども、遅刻早退など細かな事象にとらわれないような者か。
- ・ 基本給や役付手当、ボーナスなどの待遇においても一般労働者に比べ優遇措置が講じられていて、部下が少々残業をしたからといって追い越されえない程度の差があるか。

また、裁判上は会社全体の従業員数における管理監督者の割合も考慮する場合もあり、全体の3割も4割も管理監督者として設定するようなやり方は非常に危険です。

◆管理監督者が否定されると…

「管理監督者であるから残業代は支給しない」という会社側の理屈は通らないことになるので、今までその人が行っていた残業に対しても遡って残業代の支払いを求められることがあります。

現在の賃金請求権の時効は3年ですから、過去3年の未払残業代を支払えといった形で数百万円の請求が退職者からなされることがあります。

そのような事態にならないためにも、自社の管理監督者の位置づけを再考する必要があります。

10月1日から!!

最低賃金大幅アップ決定

大阪府は、現在の992円から31円アップし

1023円 となります。

パートさんの時給や月給の最低ラインの見直しが必要です。



	最低賃金（時給）
大阪	1023円
奈良	896円
和歌山	889円

雇用保険料率

さらに上がります!



令和4年4月に事業主負担の雇用保険料率が1000分の3から、1000分の6に上がりました。令和4年10月1日からは、労働者負担分が1000分の5に、事業主負担はさらに1000分の8.5に引き上げられます。（一般の事業の場合）

10月1日以降に締め日のある給与計算から料率変更になるので、注意が必要です。

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

参照：厚生労働省

事業の種類	負担者		①+②		
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率)	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

たまに街で見かけるようになった電動キックボードのシェアサービスを利用してみました。

簡単に利用でき、乗り捨ても出来るので短距離の移動ならばとても便利です。

ただ、キックボードの移動は快適ですが、夏はやはり暑い。涼しく移動するならばやはり電車がベストですね。

みんながルールに従って安全に利用することが出来れば、とてもいいものだと思います。利用できる場所もどんどん増えてきているので、将来新たな交通インフラになる日がくるかもしれません。（山本）

雑感!

